

第7章 爆発物・有毒物質等事件対策

第1節 想定する事件等の緊急事態

爆発物、放射性物質、生物剤、化学剤、放火等による事件及び市民に影響が及ぶおそれのある無差別殺傷事件等（主たる所管局は総務局危機管理室）

第2節 事前対策

各区局は、所管施設、医療機関、県警察、自衛隊等関係機関との情報連絡体制を整備する。

第3節 警戒活動

1 警戒活動の実施

各区局は、本章で想定する事件等の緊急事態が発生するおそれがあると認める場合（例：犯行予告、関係機関等からの通報等）には、警戒活動を実施して、発生を未然に防止するとともに、発生時の被害を最小化できるよう備える。

各区局は、庁舎及び所管施設（所管区域を含む。）の警戒を強化し、利用者の安全確保のための対策をとる。消防局は、必要に応じて、多数の人が集まる場所の巡回警戒を実施する。

2 施設所管区局及び施設管理者等（指定管理者を含む。）の活動

(1) 職員及び警備委託機関等による施設の巡回警戒の強化

ア トイレ、ごみ箱等の点検の徹底、階段下、自動販売機裏等の死角への注意等

イ ごみ箱、コインロッカー等の使用制限、禁止（必要と認める場合）

(2) 職員及び委託事業者等への不審物発見時の対応の徹底

(3) 避難経路の確認

(4) 関係機関との連絡体制の確保

(5) 利用者への広報

ア 不審物を発見した際は、必ず届けること、不用意に触れないこと。

イ 避難路、避難口を確認するとともに、避難の際は、従業員などの指示に従うこと。

(6) 避難場所としての受入体制の確保（必要と認める場合）

第4節 応急対策

市は、県警察等の指示に従い、利用者及び周辺住民等の安全を図るための措置を実施する。

1 施設所管区局及び施設管理者等（指定管理者を含む。）の活動

(1) 通報・連絡事項（119番及び110番。市所管施設においては、併せて総務局危機管理室）

ア 事故発生日時、場所、事故の概要

イ 被害者の人数及び状態（倒れている、痙攣、嘔吐、鼻血、咳き込み等）

ウ 避難誘導した人数

(2) 避難誘導等及び注意喚起

ア 危険な場所への立入りを制限し、利用者、職員等を安全な場所に避難誘導する。

イ 必要と認める場合は、施設の使用を禁止する。

ウ 落ち着いて避難するよう広報する。

エ 不審物、液体、煙等に触れないよう広報する。

2 組織体制の設置基準等

(1) 警戒体制

名 称	横浜市〇〇事件対策警戒体制
責 任 者	危機管理副統括責任者
事 務 局	総務局危機管理室
関係区局	総務局危機管理室及び責任者が指定する区局
確立基準	第2部第2章第1節2に定めるとおり
廃止基準	第2部第2章第1節5に定めるとおり

(2) 警戒本部体制

名 称	横浜市〇〇事件対策警戒本部	〇〇区〇〇事件対策警戒本部
警戒本部長	危機管理統括責任者	危機管理責任者
事 務 局	総務局危機管理室	区警戒本部長の指定する課等
組織構成	政策経営局、総務局危機管理室、医療局、医療局病院経営本部、みどり環境局、道路局、消防局、施設※所管区局及び市警戒本部長が指定する局	区警戒本部長の指定する職員及び地区隊長等
設置基準	第2部第2章第2節2に定めるとおり	
廃止基準	第2部第2章第2節4に定めるとおり	

※ 事件等の緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあるため対策を要する施設

(3) 対策本部体制

名 称	横浜市〇〇事件対策本部	〇〇区〇〇事件対策本部
本 部 長	市長	区長
事 務 局	総務局危機管理室	区本部長の指定する課等
組織構成	政策経営局、総務局、医療局、医療局病院経営本部、みどり環境局、道路局、消防局、施設※所管区局及び市本部長が指定する局	区本部長の指定する職員及び地区隊長等
設置基準	第2部第2章第3節2に定めるとおり	
廃止基準	第2部第2章第3節4に定めるとおり	

※ 事件等の緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあるため対策を要する施設

3 消防活動

火災、一般的な救急事故と同様に、発生場所や負傷者の有無、程度を把握する。有毒物質等による災害と判断した場合は、毒劇物災害に準じた必要消防隊等を出場させ、活動する。

効果的な部隊運用、必要な資機材の活用、交代要員の確保等により、消防隊等の安全確保に配慮して、人命検索、救助活動を行う。

消防警戒区域は、ガス検知活動、負傷者の発生位置、隊員の活動などを考慮して設定する。

有毒物質が特定され、処理作業の実施が必要なときは、所有する処理剤、提供された処理剤等を活用した除染等の必要な措置を実施する。

4 有毒物質の調査

(1) みどり環境局の対応

ア 現場での有毒物質の測定が可能な場合は、警察本部、消防局等の要請に基づき、市検査機関により現場の測定を実施し、必要に応じて民間の検査機関に測定を要請する。

イ 警察官、消防隊員等により警戒区域が設置された場合は、消防局と連携して測定する。

ウ 検査結果は、総務局危機管理室、消防局、医療局、病院経営本部及び関係機関に通報する。

エ 発生時以降、必要に応じて現場周辺の有毒物質測定を一定期間継続して実施し、その結果を総務局危機管理室、消防局、医療局、病院経営本部及び関係機関に通報する。

オ みどり環境局の活動体制

総務課は、総務局危機管理室、消防局、福祉保健センターとの連絡調整を実施する。環境管理課、大気・音環境課、水・土壌環境課、環境科学研究所は、有毒物質の測定及び検査を実施する。

カ 関係機関との協力体制

(7) 横浜市環境技術協議会に、有毒物質の検査を依頼する。

(イ) 東京ガス ガスライト24 は、ガス臭、異臭の場合は、横浜市にその状況を連絡する。

(2) 医療局及び医療局病院経営本部の対応

ア 患者の治療方針を早期に確立するため、みどり環境局、消防局等からの情報、患者の症状などから有毒物質を推定する。

イ 衛生研究所は、原因物質特定のための検査を行う。

(3) 関係区の対応

福祉保健センターは、医療局及びみどり環境局と調整して、必要に応じて現場の調査を行う。

(4) 消防局の対応

特殊災害対応隊及び救助隊は、検知・測定器等を活用して検知を行い、有毒物質の調査、範囲及び濃度を測定し、危険度を把握する。検知活動により、危険性が判明した場合は、直ちに活動各隊に連絡するとともに、市民に広報する。有毒物質が不明な場合は、医療局に調査を要請する。

(5) 総務局危機管理室の対応

関係区局及び県警察、自衛隊からの情報を収集、集約する。

5 健康相談の実施

(1) 区福祉保健センターの対応

医療局からの情報に基づき、市民からの健康相談に対応し、症状に応じて受診を勧める。

(2) 医療局による市民相談への対応指示

有毒物質に関する情報を調査するとともに、みどり環境局、消防局等から入手して、予想される原因物質、汚染範囲、患者の症状及び治療可能な医療機関の情報を福祉保健センターに提供する。

6 事務分掌

関係局・区	事務分掌
政策経営局	1 報道機関との連絡調整に関すること。 2 関連情報の発表及び発表に係る総合調整に関すること。 3 広報計画の立案及び総合調整に関すること。 4 関連情報の広報に関すること。 ※ 1～4については、広報・報道チーム設置時、当該チームにおいて活動
総務局 危機管理室	1 市本部等の設置及び運営に関すること。 2 関連情報及び活動情報の収集、集約及び伝達に関すること。 3 区局間の総合調整及び統制に関すること。 4 自衛隊等への応援要請に関すること。
医療局	1 医療機関における医療活動及び医療関係情報の集約に関すること。 2 仮設救護所への医師の派遣及び応急医療に関すること。 3 医療機関への協力依頼に関すること。 4 必要な医薬品、資機材などの調達に関すること。 5 患者の症状による中毒物質等の情報収集、解析、提供に関すること。 6 原因究明のための有毒物質の分析に関すること。 7 区福祉保健センターへの苦情、相談等対応の支援に関すること。
医療局 病院経営本部	1 市立病院における薬品などの在庫数の把握に関すること。 2 市立病院における医療救護活動及び医療関係情報の集約に関すること。 3 患者の症状による中毒物質等の情報収集に関すること。
みどり環境局	1 試験検査体制の確立に関すること。
道路局	1 道路管理者等との連絡調整に関すること。 2 有毒物質の拡散の状況に応じた対応の各区局への要請に関すること。 3 必要な資機材などの調達に関すること。
消防局	1 緊急事態発生の通報受理及び危機管理室への伝達に関すること。 2 救急・救護活動に関すること。

	3 多数の人が集まる場所の巡回警戒に関する事。
関係区	1 区本部等の設置及び運営に関する事。 2 関連情報の収集及び伝達に関する事。 3 区民からの相談等に関する事。 4 区民への広報に関する事。 5 区域における避難誘導等に関する事。 6 仮設救護所の設置、職員の派遣及び応急医療に関する事。 7 区医療関係団体への協力依頼及び連絡調整に関する事。
施設所管区局 (上記区局を含む。)	1 所管施設(所管区域を含む。)における巡回警備等の警戒体制強化に関する事。 2 所管施設に関する情報等の収集、集約及び伝達に関する事。 3 施設利用者の避難誘導等の安全確保に関する事。 4 施設職員等の安全確保に関する事。 5 避難所としての受入体制の確保に関する事。 6 関係機関との連絡体制の確保及び連絡調整に関する事。 7 所管施設における事前対策、応急対策及び復旧に関する事。 8 消防、警察への協力に関する事。